

平成 24 年

第 3 回市議会定例会 議案第 2 号

函館市防災会議条例の一部改正について

函館市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 9 月 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市防災会議条例の一部を改正する条例

函館市防災会議条例（昭和 38 年函館市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 9 号を次のように改める。

(9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者

第 3 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を削り、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 市長から諮問された市の地域に係る防災に関する重要事項の審議

(3) 市の地域に係る防災に関する重要事項についての市長に対する意見の具申

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害対策基本法の一部改正に伴い防災会議の委員および所掌事務に関する規定を改めるため